平成２２年（フ）第３０号
鹿児島県奄美市名瀬小浜町７番８号　田中ビル405号
債務者　日髙　直幸
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第３６号
鹿児島県奄美市笠利町大字中金久572番地３
債務者　廣　美和子（旧姓伊勢）
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第４４１号
さいたま市桜区西堀４丁目６番21―203号
債務者　島名　泰子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４５０号
埼玉県上尾市大字原市3957番地５
債務者　野口野利子（旧姓峰岸）
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６００号
さいたま市緑区原山２丁目６番３号　コアクレスト浦和203号
債務者　佐藤　文彦
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７３号
富山市町村１丁目29番地１ＦＯＵＲ　ＳＥＡＳＯＮＳ　A201号
債務者　髙橋　慶子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９４号
富山市上大久保517番地
債務者　菅原　弘毅
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９６号
富山市上堀南町10番地　コーポ上堀206号、前住所富山市下堀29番地５
債務者　藤井　敏弘
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０２号
富山市花木678番地１
債務者　花崎　啓子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０４号
富山市館出町１丁目７番17号　館出マンション４－Ｂ、前住所富山県中新川郡立山町米沢24番地の18
債務者　麦谷　治子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０５号
富山市豊若町３丁目３番30号
債務者　麦谷　　忍
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０６号
富山市辰巳町１丁目３番23―601号　ピア辰巳、前住所富山市上冨居１丁目３番５―101号　東洋ハイツ上冨居Ａ棟
債務者　葛坂　竜也
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３２１号
北九州市小倉北区木町１丁目７番41―706号
債務者　中村　彩子（旧姓乙**咩**）
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３４２号
北九州市八幡西区藤田４丁目１番19号　301号
債務者　**藤**原　粛人
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３４３号
北九州市八幡西区藤田４丁目１番19号　301号
債務者　**藤**原美由紀（旧姓平田）
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３７３号
北九州市小倉北区宇佐町１丁目１－１アークビル６号室　吉川新一方
債務者　栗原　　愛
1　決定年月日時　平成22年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４１３号
北九州市小倉北区紺屋町１番１―901号
債務者　藤田　英昭
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部